

	資 料 提 供	
	令和7年12月5日	
担当課 (担当者)	鳥取県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部 家畜防疫課 (前田、錫木)	畜産振興課 (小西、谷口)
電話	0857-26-7286	0857-26-7285

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況（第7報、12月5日午前9時現在）

米子市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に係る防疫措置については、次のとおりです。なお、防疫措置状況に係る定時報告は今回で終了し、今後、防疫措置が完了した時点で別途お知らせします。

記

1 発生農場の防疫措置

(1) 殺処分の状況(12月2日午前8時開始)

12月4日午前1時17分終了 処分羽数74, 809羽 (殺処分羽数確定)

(2) 埋却の状況(12月3日午前11時開始)

処分鶏：12月5日午前5時終了 埋却羽数74, 809羽

汚染物品：作業中

2 他の農場の状況

異状なし

3 消毒ポイント等

(1) 消毒ポイント

4箇所で運営中

(2) 移動制限区域(半径3km以内) 家きん農場 (4箇所)

(3) 搬出制限区域(半径3km~10km) 家きん農場 (5箇所)

4 県民の皆様へ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。安心してお召し上がりください。

5 報道機関へのお願い

(1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者のみなさまが根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。